

ドキュメンタリー映画上映 110分

# 「憲法を武器として」

恵庭事件 知られざる50年目の真実

—語り 仲代達也—

1962年、北海道恵庭町。自衛隊島松演習場。近くで酪農を営む野崎牧場の兄弟が通信線を切断した。長年戦闘機や大砲の騒音被害を受け、牛の乳量が落ち、家族の健康が損なわれ、約束が守られなかったことからやむにやまれぬ実力行使だった。国（検察）は自衛隊法121条「防衛の用に供する物」で起訴。自衛隊の公然化を国民に突き付けた…

映画には弁護団として参加していた内藤功弁護士（日本平和委員会代表理事）も登場。自衛隊が日本国憲法に明記されようとしている今こそ、必見の映画です。



日時 2018年 2月24日（土） 500円

上映 1回目 午後1時～ 2回目 午後3時～

場所 大阪社会福祉指導センター4階研修室（1）

（最寄駅）大阪地下鉄「谷町6丁目」下車3番出口から徒歩約5分



主催 大阪憲法会議、うたごえ喫茶・ほっとすてんしょん

大阪平和委員会（大阪市中央区谷町7-3-4-210 電話06-6765-2840 FAX 06-6765-2837）